

# 第3回 広島県CALS/EC連絡協議会 次第

平成16年7月8日(木) 14:00~16:00

鯉城会館 5階サファイヤ(広島市中区大手町1-5-3)

## 1 開会

## 2 議事

(1) 広島県CALS/ECのページ開設について

(2) 情報開示と発注手続に関する取組み状況について

(3) 電子納品の進め方について

(4) その他

## 3 閉会

### 【配布資料】

(資料1) 広島県CALS/EC連絡協議会規約(改正案)について

(資料2) 広島県CALS/ECページ開設について

(資料3) 情報開示と発注手続に関する取組み状況について

(資料4) 電子納品の進め方について

(付属資料4-1) 電子納品試行に係る事前登録について(HP掲載)

(付属資料4-2) 電子納品の試行実施について(関係団体への通知用)

(付属資料4-3) 電子納品の試行実施について(業界紙への通知用)

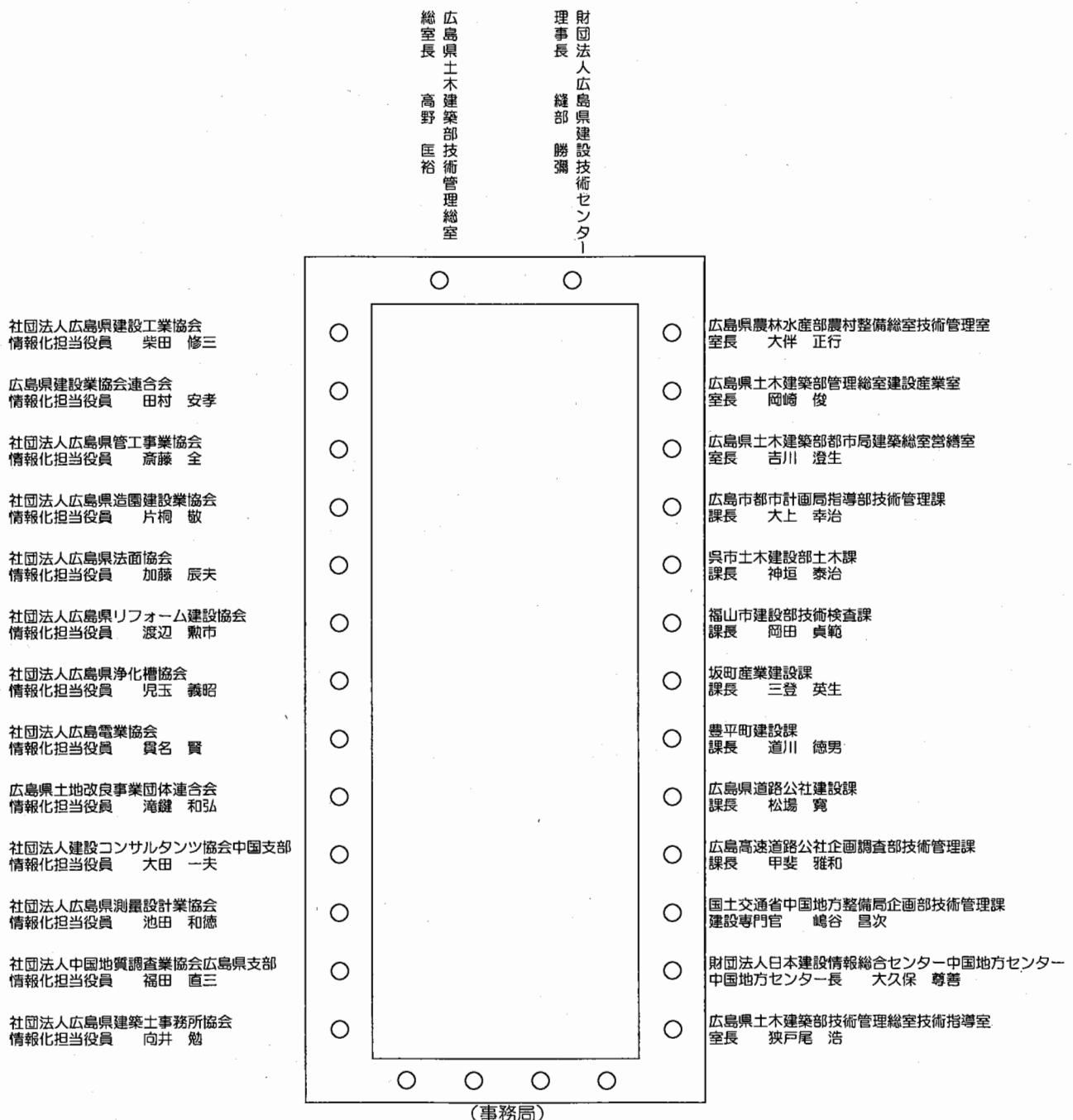
(資料5) 広島県CALS/EC連絡協議会 会員名簿

(資料6) 広島県電子納品実施要領(案)[工事編]

(資料7) 広島県電子納品実施要領(案)[業務委託編]

### 第3回広島県CALS/EC連絡協議会

配席圖



## 広島県CALS/ECC連絡協議会規約（改正案）

### （名称）

第1条 本会は、広島県CALS/ECC連絡協議会と称する。

### （目的）

第2条 本県において、公共事業執行のIT化であるCALS/ECCを受発注者一体となって推進するため、意見交換や必要な調整を行いながら、それぞれの取組の方向性や内容について整合を図るとともに、CALS/ECCの着実な浸透を目指した普及促進活動を行う。

### （事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本県におけるCALS/ECCに関する受発注者の意見交換及び連絡調整
- (2)本県におけるCALS/ECCの普及促進

### （会員）

第4条 会員は別表1のとおりとする。

### （役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名

### （役員の選任）

第6条 会長は、広島県土木建築部技術管理総室長をもって充てる。

2 副会長は、財団法人広島県建設技術センター理事長をもって充てる。

### （役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

### （会議）

第8条 会議は、必要に応じ会長が召集する。

### （電子納品分科会）

第9条 本会の電子納品に関連した業務について、より詳細な調整を行うため、電子納品分科会を置く。

- 2 電子納品分科会は別表2の機関から、各機関の長が推薦した者により構成する。
- 3 分科会に、会を統轄する班長を置く。

### （事務局）

第10条 本会及び分科会の事務局は広島県土木建築部技術管理総室技術指導室に置く。

### 附 則

この規約は、平成16年 1月20日から施行する

### 附 則

この規約は、平成16年 7月 日から施行する

別表 1

## 広島県C A L S / E C連絡協議会会員

会 長	広島県土木建築部技術管理総室長
副 会 長	財団法人広島県建設技術センター理事長
会 員 ( 県 )	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長
	広島県土木建築部都市局建築総室营造室長
会 員 ( 市 町 )	広島市都市計画局指導部技術管理課長
	呉市土木建設部土木課長
	福山市建設部技術検査課長
	坂町産業建設課長
	豊平町建設課長
会 員 ( 外 部 )	広島県道路公社建設課長
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長
会員(受注者)	社団法人広島県建設工業協会情報化担当役員
	広島県建設業協会連合会情報化担当役員
	社団法人広島県管工事業協会情報化担当役員
	社団法人広島県造園建設業協会情報化担当役員
	社団法人広島県法面協会情報化担当役員
	社団法人広島県リフォーム建設協会情報化担当役員
	社団法人広島県浄化槽協会情報化担当役員
	社団法人広島電業協会情報化担当役員
	広島県土地改良事業団体連合会情報化担当役員
	社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部情報化担当役員
	社団法人広島県測量設計業協会情報化担当役員
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部情報化担当役員
会 員 (アドバイザー)	社団法人広島県建築士事務所協会情報化担当役員
	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官
事 務 局	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長
	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長

別表 2

## 電子納品分科会構成員 所属機関

班 長	広島県土木建築部技術管理総室
	財団法人広島県建設技術センター
	呉市土木建設部
	社団法人広島県建設工業協会
	広島県建設業協会連合会
	社団法人広島県測量設計業協会

## 広島県CALS/EC連絡協議会規約の改正(案) 1/4

H16.7.8

現 行 (H16.1.20)	改 正 案	備 考
<p>(名称) 第1条 本会は、広島県CALS/EC連絡協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本県において、公共事業執行のIT化であるCALS/ECを受発注者一体となって推進するため、意見交換や必要な調整を行いながら、それぞれの取組の方向性や内容について整合を図るとともに、CALS/ECの着実な浸透を目指した普及促進活動を行う。</p> <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)本県におけるCALS/ECに関する受発注者の意見交換及び連絡調整 (2)本県におけるCALS/ECの普及促進</p> <p>(会員) 第4条 会員は別表1のとおりとする。</p> <p>(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 1名</p> <p>(役員の選任) 第6条 会長は、広島県土木建築部技術管理総室長をもって充てる。 2 副会長は、財団法人広島県建設技術センター理事長をもって充てる。</p> <p>(役員の職務) 第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務</p>	<p>(名称) 第1条 本会は、広島県CALS/EC連絡協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 本県において、公共事業執行のIT化であるCALS/ECを受発注者一体となって推進するため、意見交換や必要な調整を行いながら、それぞれの取組の方向性や内容について整合を図るとともに、CALS/ECの着実な浸透を目指した普及促進活動を行う。</p> <p>(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)本県におけるCALS/ECに関する受発注者の意見交換及び連絡調整 (2)本県におけるCALS/ECの普及促進</p> <p>(会員) 第4条 会員は別表1のとおりとする。</p> <p>(役員) 第5条 本会に、次の役員を置く。 (1)会長 1名 (2)副会長 1名</p> <p>(役員の選任) 第6条 会長は、広島県土木建築部技術管理総室長をもって充てる。 2 副会長は、財団法人広島県建設技術センター理事長をもって充てる。</p> <p>(役員の職務) 第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務</p>	

現 行 (H16.1.20)	改 正 案	備 考
<p>を代行する。</p> <p>(会議) 第8条 会議は、必要に応じ会長が召集する。</p> <p>(電子納品分科会) 第9条 本会の電子納品に関連した業務について、より詳細な調整を行うため、電子納品分科会を置く。 2 電子納品分科会は別表2の機関から、各機関の長が推薦した者により構成する。 3 分科会に、会を統轄する班長を置く。</p> <p>(事務局) 第10条 本会及び分科会の事務局は広島県土木建築部技術管理総室<u>技術調整室</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成16年 1月20日から施行する。</p>	<p>を代行する。</p> <p>(会議) 第8条 会議は、必要に応じ会長が召集する。</p> <p>(電子納品分科会) 第9条 本会の電子納品に関連した業務について、より詳細な調整を行うため、電子納品分科会を置く。 2 電子納品分科会は別表2の機関から、各機関の長が推薦した者により構成する。 3 分科会に、会を統轄する班長を置く。</p> <p>(事務局) 第10条 本会及び分科会の事務局は広島県土木建築部技術管理総室<u>技術指導室</u>に置く。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成16年 1月20日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成16年 7月 日から施行する。</u></p>	<p>修正(CALS/ECに関する事務及び所管するグループが技術指導室へ異動したため。)</p>

広島県CALS/EC連絡協議会規約の改正(案) 3/4

H16.7.8

現 行 (H16.1.20)		改 正 案	備 考
別表1 広島県CALS/EC連絡協議会会員		別表1 広島県CALS/EC連絡協議会会員	
会 長	広島県土木建築部技術管理総室長	会 長	広島県土木建築部技術管理総室長
副 会 長	財団法人広島県建設技術センター理事長	副 会 長	財団法人広島県建設技術センター理事長
会 員 ( 県 )	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長	会 員 ( 県 )	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長		広島県土木建築部管理総室建設産業室長
	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長		広島県土木建築部都市局建築総室營繕室長
	広島県土木建築部都市局建築総室營繕室長		広島市都市計画局指導部技術管理課長
会 員 ( 市 町 )	広島市都市計画局指導部技術管理課長	会 員 ( 市 町 )	呉市土木建設部土木課長
	呉市土木建設部土木課長		福山市建設部技術検査課長
	福山市建設部技術検査課長		坂町産業建設課長
	坂町産業建設課長		豊平町建設課長
	豊平町建設課長		広島県道路公社建設課長
会 員 ( 外 郡 )	広島県道路公社建設課長	会 員 ( 外 郡 )	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長		社団法人広島県建設工業協会情報化担当役員
会 員 ( 受 注 者 )	社団法人広島県建設工業協会情報化担当役員	会 員 ( 受 注 者 )	広島県建設業協会連合会情報化担当役員
	広島県建設業協会連合会情報化担当役員		社団法人広島県管工事業協会情報化担当役員
	社団法人広島県管工事業協会情報化担当役員		社団法人広島県造園建設業協会情報化担当役員
	社団法人広島県造園建設業協会情報化担当役員		社団法人広島県法面協会情報化担当役員
	社団法人広島県法面協会情報化担当役員		社団法人広島県リフォーム建設協会情報化担当役員
	社団法人広島県リフォーム建設協会情報化担当役員		社団法人広島県浄化槽協会情報化担当役員
	社団法人広島県浄化槽協会情報化担当役員		社団法人広島電業協会情報化担当役員
	社団法人広島電業協会情報化担当役員		広島県土地改良事業団体連合会情報化担当役員
	広島県土地改良事業団体連合会情報化担当役員		社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部情報化担当役員
	社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部情報化担当役員		社団法人広島県測量設計業協会情報化担当役員
	社団法人広島県測量設計業協会情報化担当役員		社団法人中国地質調査業協会広島県支部情報化担当役員
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部情報化担当役員		社団法人広島県建築士事務所協会情報化担当役員
	社団法人広島県建築士事務所協会情報化担当役員	会 員 (アドバイザー)	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官
会 員 (アドバイザー)	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官		財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長
事 務 局	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長	事 務 局	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長
事 務 局	広島県土木建築部技術管理総室技術調整室長		修正(CALS/ECに関する事務及び所管するグループが技術指導室へ異動したため。)

削除(技術指導室は会員から事務局へ変更。)

## 広島県CALS/EC連絡協議会規約の改正(案) 4/4

H16.7.8

現 行 (H16.1.20)	改 正 案	備 考																								
<p style="text-align: center;">別表2 電子納品分科会構成員 所属機関</p> <table border="1"> <tr><td>班 長</td><td>広島県土木建築部技術管理総室</td></tr> <tr><td></td><td>財団法人広島県建設技術センター</td></tr> <tr><td></td><td>呉市土木建設部</td></tr> <tr><td></td><td>社団法人広島県建設工業協会</td></tr> <tr><td></td><td>広島県建設業協会連合会</td></tr> <tr><td></td><td>社団法人広島県測量設計業協会</td></tr> </table>	班 長	広島県土木建築部技術管理総室		財団法人広島県建設技術センター		呉市土木建設部		社団法人広島県建設工業協会		広島県建設業協会連合会		社団法人広島県測量設計業協会	<p style="text-align: center;">別表2 電子納品分科会構成員 所属機関</p> <table border="1"> <tr><td>班 長</td><td>広島県土木建築部技術管理総室</td></tr> <tr><td></td><td>財団法人広島県建設技術センター</td></tr> <tr><td></td><td>呉市土木建設部</td></tr> <tr><td></td><td>社団法人広島県建設工業協会</td></tr> <tr><td></td><td>広島県建設業協会連合会</td></tr> <tr><td></td><td>社団法人広島県測量設計業協会</td></tr> </table>	班 長	広島県土木建築部技術管理総室		財団法人広島県建設技術センター		呉市土木建設部		社団法人広島県建設工業協会		広島県建設業協会連合会		社団法人広島県測量設計業協会	
班 長	広島県土木建築部技術管理総室																									
	財団法人広島県建設技術センター																									
	呉市土木建設部																									
	社団法人広島県建設工業協会																									
	広島県建設業協会連合会																									
	社団法人広島県測量設計業協会																									
班 長	広島県土木建築部技術管理総室																									
	財団法人広島県建設技術センター																									
	呉市土木建設部																									
	社団法人広島県建設工業協会																									
	広島県建設業協会連合会																									
	社団法人広島県測量設計業協会																									

## 広島県CALS/ECのページ開設について

(広島県土木建築部技術指導室)

### 1 概要

公共事業へのIT技術の導入となるCALS/ECの普及促進を目的に、その概要や効果の説明、広島県の取組み方針や県独自の要領等の具体情報を掲載するページを平成16年7月1日から開設した。

今後、このページをベースに情報提供を行うこととし、順次内容の充実を進めていく。

### 2 ページのURL

本ページは、「広島県の調達情報」(<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/>)にある「電子調達CALS/EC」というバナーをクリックすると、閲覧することができる。

また、次のURLから直接閲覧も可能である。

<http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/cals/>



### 3 構成及び概要

右図がCALS/ECホームページのトップであり、左右に画面を分けた構成としている。

左側は目次とし、次の7項目を並べている。

右側は、その7項目のうち選択（クリック）した内容について、掲載するスペースである。

各項目の内容及び更新については、次の表のとおり。



### 4 各項目の概要

項目	記載内容	更新
TOP	^\-^の概要、更新情報、問合せ先の紹介（調達のHPへのリンクを添付）	この^\-^内の更新内容の紹介情報を随時更新。
広島県CALS/ECの概要	導入方針・計画（広島県電子調達等推進計画へのリンクを添付）	計画等に変更があった場合
広島県CALS/ECの取組	CALS/ECの主要3項目（情報開示・発注手続・実施手続）の内容・メリット及び県具体取組	内容等に変更があった場合
広島県CALS/EC連絡協議会	協議会及び電子納品分科会に関する情報	会議開催後、速やかに更新
CALS/ECに関するQ&A	一般的なQ&Aの掲載	よくある質問内容を随時追加掲載
関連リンク集・お問合せ	CALS/ECに関する国及び関係団体等のホームページへのリンク、県へ対する質問メールのショートカット	内容等に変更があった場合
要領・パンフレット	CALS/ECに関する県のパンフレットや要領	掲載内容の追加・改訂により更新

# 広島県CALS/ECの概要

広島県では、平成14年度に策定した「広島県電子調達等推進計画」に基づき、具体化を進めています。

## 導入を進めるCALS/EC(カルス/イーシー)とは

「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙ベースで交換されていた情報を電子化すると共に、インターネットを活用して公共事業に関する多くのデータベースを連携して使える環境を創出する取り組みです。

CALS: Continuous Acquisition and Lifecycle Support…「継続的な調達とライフサイクルの支援」(直訳)

EC : Electronic Commerce

…「電子商取引」(直訳)

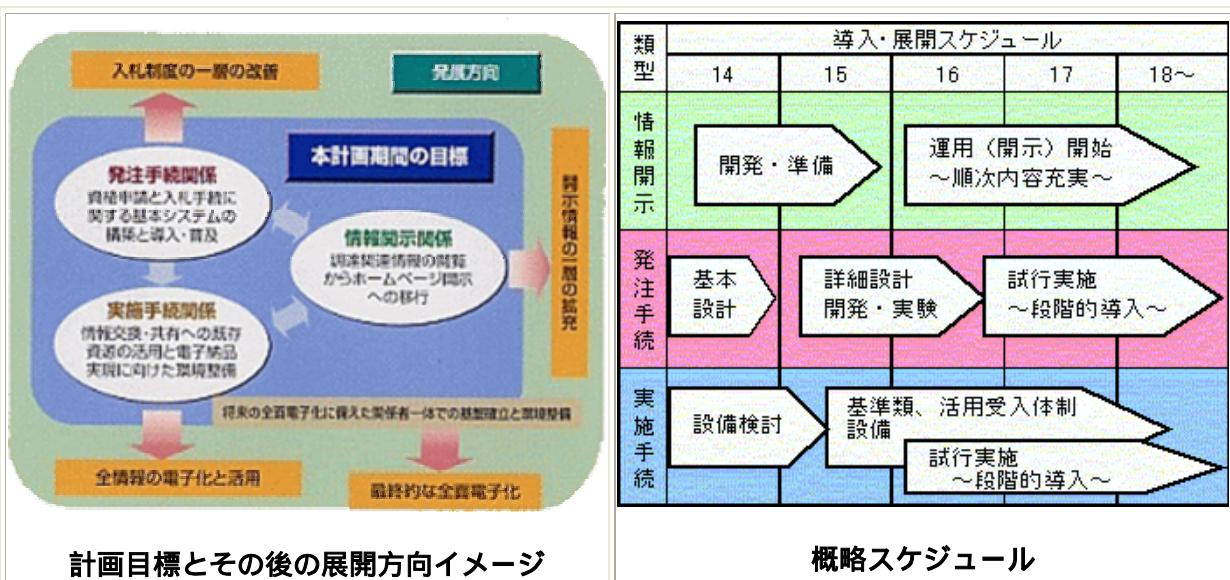
## 基本方針

とりくみの考え方	将来を見据えた計画的かつ効率的で着実な推進
CALS/EC導入のねらい	<input type="checkbox"/> 受発注者双方の業務効率化による負担軽減 <input type="checkbox"/> 調達に関する公表情報の充実による公共事業執行における透明性の一層の向上 <input type="checkbox"/> 公共事業化関連事業のIT化の促進と地域全体への波及

より多くの人が早く参加するほど、CALS/ECの効果が大きくなります。

## 計画目標

平成14年度から平成19年度までの6カ年を計画期間とし、将来の全面電子化に備えた関係者一体での基盤確立と環境整備を行います。



## 県CALS/EC関係リンク

○広島県電子調達等推進計画の策定について



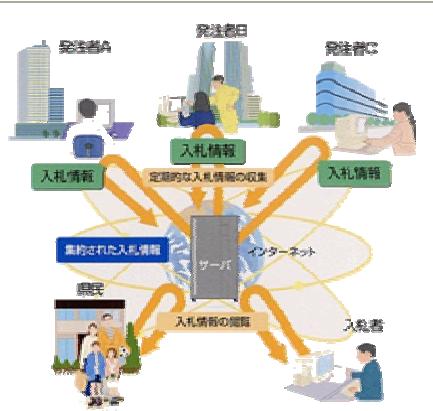
○電子入札

工事中

# 広島県GALS/ECOの取組

## 1. 情報開示（インターネットによる公表）

調達に関するあらゆる情報をインターネットで公表していきます。

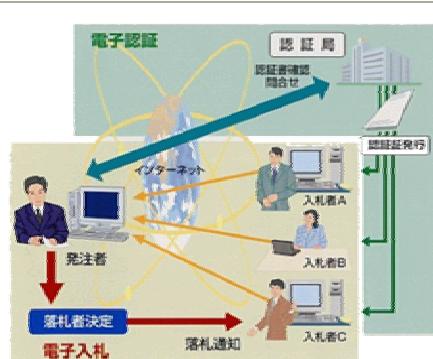


### 主なメリット

- だれでも必要な情報を会社や自宅などで、効率的に収集できます。
  - 公共事業がより一層透明化され、県民の信頼を確保・向上できます。
- 県と市町村の公募方式の案件情報を一元的に検索する事ができるシステムも提供します。

## 2. 発注手続（入札関係）

入札参加資格申請と入札の手続きをインターネットからできるシステムを市町村と共同で構築し、運営していきます。

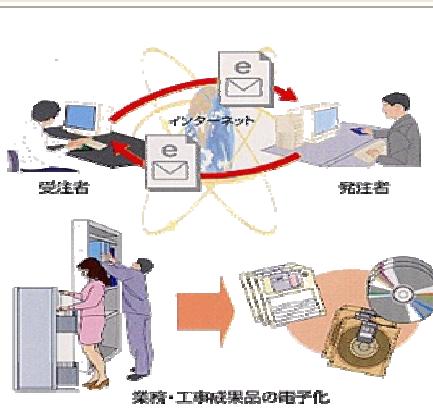


### 主なメリット

- 受注者は会社から隨時入札手続きができるので、移動や待ち時間等のコスト負担がなくなります。
- 電子入札コアシステムを使った市町村共同利用方式なので、受注者の習熟も容易で、認証経費も最小化できます。
- 入札参加資格は、共同利用に参加する団体が申請項目を統一した、一括受付方式を予定しています。
- 入札システムには、「電子入札コアシステム」を採用します。
- 将来、物品調達等への展開も予定しています。

## 3. 実施手続（電子納品関係）

受発注者間の電子的な情報交換と、業務・工事成果品の電子化を段階的に進めています。



### 主なメリット

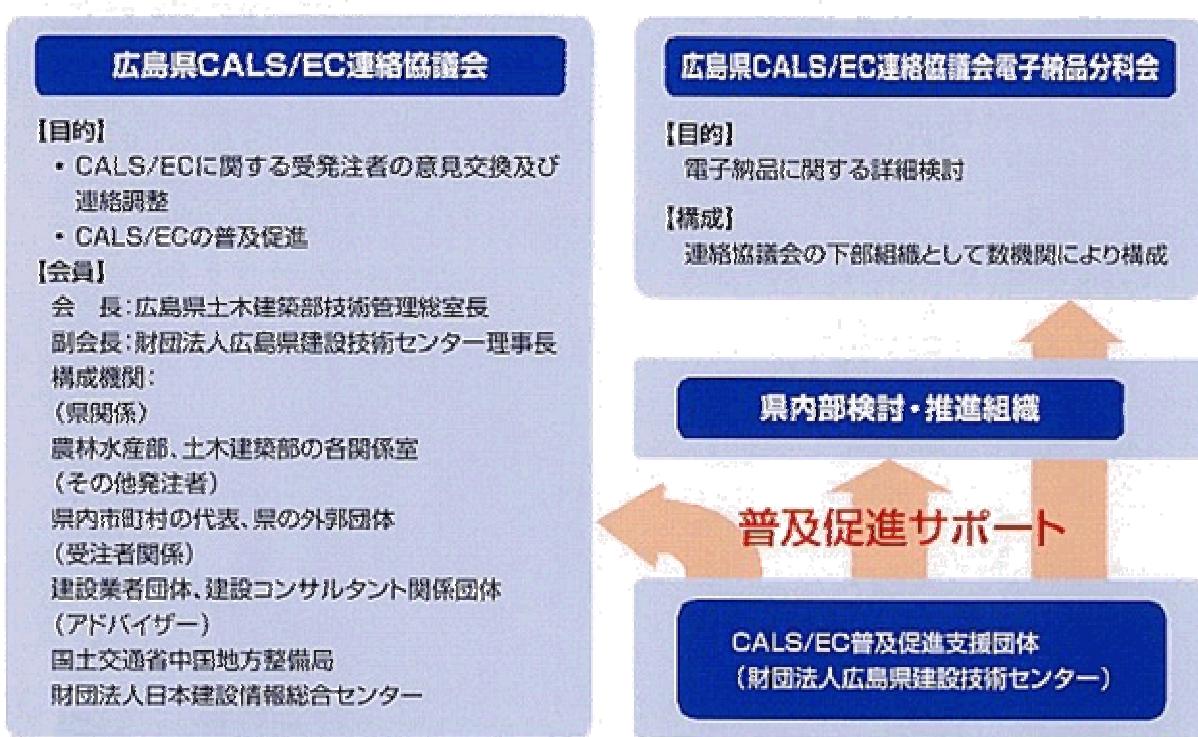
- 受注者と発注者の協議等に要する時間が軽減できます。
  - 成果品の保管スペースの節減になります。
  - 成果品の検索・再利用が容易となり、資料作成に要する時間が節減できます。
- 県の取扱の考え方をまとめた「広島県電子納品実施要領」に基づいて取り組みます。

広島県CALS/EC連絡協議会

目的

CALS/EC は受注者と発注者が一体となって取り組みを進めて初めてメリットが高まる事から、関係団体による意見交換や必要な調整、普及促進の検討などを目的として設置しています。本協議会で意見交換等を行いながら、官民一体となったとりくみを進めていきます。

組織図



## 開催経過・予定について

## CALS/EC 連絡協議会等の議事録・資料

### 広島県 CALS/EC 連絡協議会

第 1 回 ( 2004.1.20 )	議事	○広島県 CALS/EC 連絡協議会の設置について ○広島県における取組みについて	
	内容	○広島県 CALS/EC 連絡協議会設置の規約を諮り、承認された ○今後の取組方針について議論した	
第 2 回 ( 2004.3.25 )	議事	○広島県電子納品実施要領（案）について ○調達情報ホームページの解説について ○CALS/EC 普及促進資料について	
	内容	○実施要領（案）について議論した ○今後の CALS/EC 普及促進資料について議論した	

### 広島県 CALS/EC 連絡協議会電子納品分科会

第 1 回 ( 2004.2.4 )	議事	○広島県における電子納品の取組みについて	
	内容	○今後の取組方針について、議論した	
第 2 回 ( 2004.3.22 )	議事	○広島県電子納品実施要領（素案）について	
	内容	○実施要領（素案）について、議論した	

広島県 CALS/EC 連絡協議会	更新日	ダウンロード
協議会規約	2004.1.20	<a href="#">PDFファイル 12 k</a>
協議会会員	2004.1.20	<a href="#">PDFファイル 76 k</a>

# CALS/ECに関するQ&A

②情報開示 ②電子入札 ②電子納品 ②CALS/EC全般

## 情報開示

No	質問	回答
1	図面や仕様書などをホームページから入手はできないのでしょうか。	平成16年4月から開設した広島県の調達情報のページから起動する調達情報検索システムで公表していく予定としており、現在入札公告の掲載を開始しています。電子入札の試行と調整しながら、段階的に対象情報を拡大する予定です。

## 電子入札

No	質問	回答
1	電子入札導入を進めるスケジュールを教えてください。	平成16年11月頃に実案件による試行を開始し、段階的に拡大を行う予定としています。
2	電子入札案件は、紙で入れできなくなるのですか。	将来的には、全面電子化となりますが、導入への過渡期においては電子と紙の併用を考えております。
3	インターネットを介した資格申請の開始予定を教えてください。	平成16年11月ごろに県外業者を対象に受付の試行を行うこととしています。その後は順次拡大していく予定です。
4	電子入札に参加するために、ICカードが必要と聞きましたが、どのようなものですか。	電子入札では「なりすまし」を防止するため、ICカードを使用した電子認証を行いますので、電子入札コアシステム用のものを民間認証局から購入いただく必要があります。なお、このICカードは電子入札コアシステムを採用している国や県等にも使用する事ができます。
5	市町村の電子入札はどうなっていますか。	電子入札と入札参加資格の電子受付については、県内の市町村と共同利用するシステムを構築しています。市町村によって時期に差はありますが、着実に展開させたいと考えています。
6	電子入札をすると一般競争入札となるのでしょうか。	一部そのような運用を実施しているところもありますが、本県の電子入札システムは、全ての入札契約方式に対応しており、そのような事はありません。電子化と入札契約制度とは基本的に別の問題であり、電子入札はあくまで効率化の手段ですので誤解の無いようお願いします。

## 電子納品

No	質問	回答
1	広島県電子納品実施要領と国土交通省策定の基準等に差異が生じた場合は、どのように取り扱えば良いですか。	県の要領は、電子納品の導入にむけた段階的な運用等を定めていることから、県の要領を優先的に取り扱うこととしてください。
2	図面ファイル形式は、SXF 形式の s f c という事ですが、p21 ではいけないのでしょうか。	ファイル形式は、あくまで SXF ( s f c ) 形式で作成してください。
3	CAD のソフトは、何処のメーカーが良いのですか。	SXF形式のファイルが作成できるものであれば、どこのものでも構いません。なおソフト業界でオープンCADフォーマット評議会を設立していますので、各ソフトの対応状況等はそちらをご覧ください。 <a href="http://www.oef.or.jp/">http://www.oef.or.jp/</a>
4	ワープロ・表計算のソフトについて、県の標準ソフト(Word, Excel等)は義務ですか。	電子データを次の工程や他の業務へ利活用等することにより電子納品のメリットを享受できることから、ソフトを指定しています。ご理解いただきますようお願いします。

# 関係リンク集・お問合せ

## CALS/EC 関係リンク

<a href="#">国土交通省入札情報サービス</a>	発注予定情報、発注情報、入札結果等を閲覧できます。
<a href="#">国土交通省CALS/ECホームページ</a>	電子入札に関する情報、電子納品の要領・基準（案）の改訂等、国土交通省 CALS/EC に関する動向を確認できます。
<a href="#">国土交通省国土技術政策総合研究所</a>	電子納品に関する要領・基準（案）電子納品・保管管理システムのチェックプログラムのダウンロードができます。電子納品の Q&A も閲覧できます。
<a href="#">中国地方整備局CALS/ECホームページ</a>	CALS/EC 実証フィールド実験（工事情報共有システム）
<a href="#">農林水産省農村振興局CALS/ECホームページ</a>	農林水産省農村振興局の CALS/EC 関連情報が掲載されています。
<a href="#">（財）日本建設情報総合センター（JACIC）CALS/EC部</a>	国土交通省の CALS/EC への取組、電子入札、電子納品、CALS/EC 関連セミナー等の最新情報 Q&A、用語集等を閲覧できます。SXF プラウザのダウンロードができます。
<a href="#">（財）日本建設情報総合センター（JACIC）中国地方センター</a>	中国地方の各発注者機関の入札情報頁へのリンク等、CALS/EC 関連情報が充実しています。
<a href="#">（社）日本土木工業協会CALS/EC部会</a>	主に工事関連、現場に役立つ CALS/EC 情報が掲載されています。SXF セルフチェック仕様が公開されており、それに従って CAD ベンダーが実施したセルフチェックの結果も掲載されています。
<a href="#">全国地質調査業協会連合会</a>	地質調査業協会の CALS/EC に対する取組状況が掲載されています。
<a href="#">（社）建設コンサルタンツ協会</a>	「CALS/EC 何でも相談室」が開設されています。協会会員は質問コーナーに投稿ができます。
<a href="#">CALS/EC資格制度</a>	（財）日本建設情報総合センターが認定する CALS/EC 資格制度の情報が掲載されています。

## お問合せ



# 要領・パンフレット

## 広島県電子納品要領（案）

要領・基準・ガイドライン名称	更新日	ダウンロード
広島県電子納品実施要領（案）[業務委託編]		策定中
広島県電子納品実施要領（案）[工事編]		策定中

## 広島県電子納品チェックリスト

チェックシート	更新日	ダウンロード
電子納品チェックリスト（業務委託編）		策定中
電子納品チェックリスト（工事編）		策定中

## パンフレット

パンフレット	更新日	ダウンロード
広島県の CALS/EC	H16.3.25	<a href="#">PDF900KB</a>

## Acrobat Reader の取得



PDF 用のリーダーおよびプラグインをお持ちでない方は、左のボタンをクリックしてアcroバットリーダーをダウンロードしてください。

## 情報開示と発注手続に関する取り組み状況について

(広島県土木建築部技術指導室)

広島県電子調達等推進計画に基づき、調達関係情報をインターネットを使って一般公表を行う「情報開示」及び、具体的な契約に向けた事務処理を行う「発注手続」の2類型についての現在の取り組み状況は、概ね次のとおりである。

### 1 「情報開示」への県の取り組み状況(P. 7)

平成16年4月1日から「広島県の調達情報のページ」を新たに開設し、次のような情報の一元集約と公表を開始しており、今後、継続的に情報の拡充を進めて行く予定としている。

- ① 入札契約制度情報
- ② 入札参加資格申請手続き情報
- ③ 入札参加資格者名簿情報
- ④ 指名除外情報
- ⑤ 入札・契約に係る様式集
- ⑥ 大規模建設工事の発注予定
- ⑦ 建設工事の発注見通し
- ⑧ 公募方式の入札案件の入札公告
- ⑨ 個別発注案件の入札情報・入札結果・契約結果

URL: chotatsu.pref.hiroshima.jp

⑦～⑨は情報量が大きいため、  
条件検索方式で提供中

### 2 「発注手続」への県の取り組み状況(P. 10～15)

入札参加希望提出～入札・落札決定の入札事務、また、入札参加資格審査申請や変更届の受付事務を、インターネットを介して行う、「電子入札等システム」の構築を進めている。

なお、本システムは、電子入札コアシステムを基本に構築するため、受注者は、民間認証局から電子入札コアシステム用のICカードを取得して利用する必要がある。

なお、ICカード取得者名義の指定や利用者登録の方法等の詳細は、今後、順次公表する。

#### (1) 電子入札（全国標準である電子入札コアシステムを使用）

- ア 対象方式：通常使用している又は使用する可能性がある7方式に対応  
(一般競争・公募型指名競争・通常型指名競争・意向確認型指名競争・公募プロポーザル・指名プロポーザル・随意契約)
- イ 操作方法等：電子入札コアシステムの標準画面に準拠（基本的にカスタマイズなし）
- ウ 試行開始時期：平成16年11月ころ

#### (2) 入札参加資格審査申請等の電子受付（広島県独自システム）

- ア 対象手続：申請（新規・業種追加）、取下げ（業種・資格）及び資格内容の変更
- イ 操作方法等：今後、マニュアル及びチュートリアル等を公表して明らかにする。
- ウ 試行開始時期：平成16年11月ころ、県外業者を対象に試行開始

### 3 県内市町村との取り組みの共同化の状況

県と市町村は受注者が概ね同じであり、その最大限の便宜を図るために次のような共同での取り組みを進めている。

#### (1) 県と市町村による入札・契約手続の電子化に向けた協議組織の設置(P. 2～4)

広島県市町村電子自治体推進協議会に「電子入札運営部会」を設置し、共同での取り組み内容について協議・決定（事務局：県技術指導室、現在25市町村が参加）

#### (2) 電子入札運営部会ホームページの開設(P. 5～15)

#### (3) 自治体横断で公募方式の案件を検索できるワンストップサービスの実施(P. 8)

#### (4) 入札参加資格審査申請の共同受付（項目統一して一括提出）(P. 10～14)

#### (5) 電子入札システムの共同利用（同一システムを使用）(P. 15)

8月開始予定

県と概ね同時期

※H16開始市町村は  
9月までに決定

### 4 今後の概略スケジュール

類型	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～
情報開示		HP/統合検索開始		～順次情報充実 (各自治体)	～					
資格申請		H16参加 ★		受付 →	訂正・認定処理等 →		認定★	変更等 →		
電子入札		市町決定 ★	試験等		順次開始					

## 広島県市町村電子自治体推進協議会規約

- (名  
称)  
第1条 本協議会は、広島県市町村電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。  
(目  
的)  
第2条 協議会は、広島県及び広島県内全市町村の連携により、行政サービスの向上、行政事務の高度化、効率化、地域間格差の解消を図るため、県及び県内市町村の電子自治体化を推進することを目的とする。  
(事  
業)  
第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関する研究・検討及び協議・調整を行う。  
(1) 電子自治体の構築に関すること。  
(2) 電子自治体の構築に関連する事項に関すること。  
(3) その他市町村情報化の推進に関すること。  
(組  
織)  
第4条 協議会は、広島県、広島県内全市町村、広島県市長会及び広島県町村会をもって構成する。  
(役  
員)  
第5条 協議会に会長1名、副会長2名及び幹事を置く。  
(会  
長)  
第6条 会長は、広島県総務企画部政策企画局総括情報企画監の職にある者をもって充てる。  
2 会長は、会務を総括し、本協議会を代表する。  
(副会長)  
第7条 副会長は、次の各号のとおりとする。  
(1) 広島市企画総務局情報政策課長  
(2) 広島県町村会会长の職にある町村の情報化担当課長  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が職務を代行する。  
(総  
会)  
第8条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。  
2 総会は、構成団体の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。  
3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。  
4 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。  
(1) 事業計画及び事業報告  
(2) 規約の改正  
(3) その他協議会の運営に関わる重要な事項  
(幹事会)  
第9条 協議会の行う事業を円滑に運営するため、幹事で構成する幹事会を置く。  
2 幹事は、次の各号のとおりとする。  
(1) 広島県総務企画部政策企画局情報政策室長及び情報ネットワーク管理室長、地域振興部市町村分権総室  
市町村行政室長、土木建築部技術管理室室長  
(2) 広島県市長会及び広島県町村会がそれぞれ推薦した市町村の情報化担当課長  
(3) 広島県市長会事務局長及び広島県町村会事務局長  
(4) 第10条及び第11条に掲げる企画部会及び運営部会の各部会長  
3 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から会長が指名する。  
4 幹事会は、幹事長が招集し、議事運営を主宰する。  
5 幹事会は、第3条各号に掲げる事業に係る事項及び協議会の運営に関する事項について協議するとともに、  
第10条及び第11条に掲げる企画部会及び運営部会を統括する。  
(企画部会)  
第10条 協議会に、必要に応じて企画部会を置くことができる。  
2 企画部会は、第3条各号に掲げる事項について研究・検討を行う。  
3 企画部会は、前項に掲げる事業に参加する任意の会員をもって構成する。  
4 企画部会に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。  
5 企画部会の運営方法等については、部会長が定める。  
(運営部会)  
第11条 協議会に、必要に応じて運営部会を置くことができる。  
2 運営部会は、第3条各号に掲げる事業に係るシステムの共同開発及び運営について協議・調整を行う。  
3 運営部会は、前項に係る当該システムの利用（利用予定を含む。）会員をもって構成する。  
4 運営部会に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。  
5 運営部会の運営方法等については、各運営部会規程に基づいて部会長が定める。  
(事務局)  
第12条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局は、広島県総務企画部政策企画局情報政策室内に置く。  
(事業年度)  
第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
(その他)  
第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規約は、平成14年7月5日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成15年5月23日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

## 電子入札運営部会規程

### (目的)

第1条 電子入札等システム（以下「システム」という。）の共同開発・運営に当たり、相互に協力し円滑な実施を図るため、広島県市町村電子自治体推進協議会規約（以下「協議会規約」という。）第11条第5項の規定に基づき、電子入札運営部会規程（以下「部会規程」という。）を定める。

### (事業)

第2条 電子入札運営部会（以下「部会」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) システムの開発・運営に関する事項の協議・決定
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項の実施

### (運営部会への参加及び脱退)

第3条 部会への参加を希望する団体は、協議会規約第6条に定める会長（以下単に「会長」という。）に参加申込書を提出するものとする。

2 部会へ参加した団体（以下「参加団体」という。）は、会長に退会申請書を提出し、部会の承認を得なければ脱退することができない。

### (部会長)

第4条 部会長は、会長が指名する。

2 部会長は、部会を総括する。

### (部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画及び実施報告
- (2) 費用負担方法の決定
- (3) 部会規程の改正
- (4) 部会からの脱退の承認
- (5) その他部会の運営及びシステムの利用・運営に関する重要な事項

3 部会は、参加団体の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 部会長は、急施を要する事項又は軽易な事項については、書面を送付して賛否を求め、部会に代えることができる。

### (費用負担の原則)

第6条 事業の実施に要する経費は、すべての参加団体が、その利用実態等に応じて公

平に負担することを基本とする。

- 2 参加団体が参画時に負担すべき経費を、先行して運用する参加団体が負担した場合、後発参加団体も応分の負担をすることを基本とする。
- 3 経費の負担方法については、別に定めるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 部会長は、必要に応じて、その補助機関として部会長が指名する部会員で構成するワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGに、グループリーダーを置き、グループリーダーは、部会長が指名する。
- 3 WGの運営方法については、部会長と協議の上グループリーダーが定める。

(事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、部会長が所属する団体に置く。

(事業年度)

第9条 部会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項については、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

# 広島県と県内市町村の 入札・契約手続の電子化

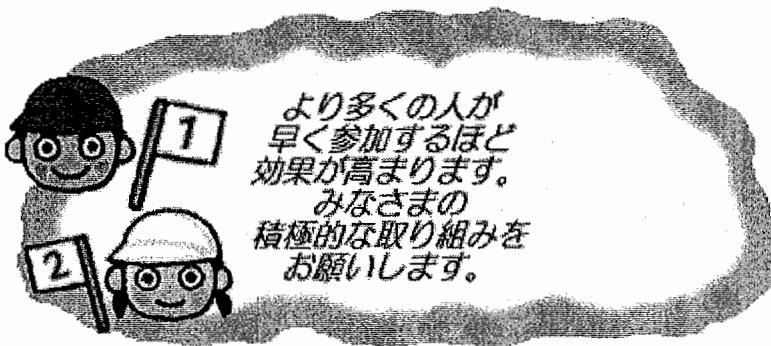
広島県と県内市町村は、共同で入札・契約手続の電子化を推進しています。  
今後、順次、詳細が決まり次第、このページに掲載していきます。

## 電子化の目的

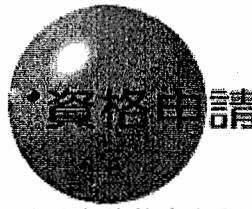
- 入札手続における受注者と発注者双方の負担の軽減と効率化
- 公共事業をはじめとする公共調達の透明性の一層の向上
- 調達からはじまる関連情報の電子化の促進

## 共同化のねらい

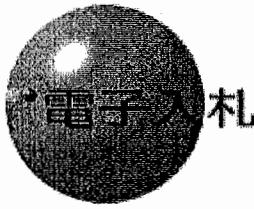
- 開発・運営に要する経費の節減
- システム統一による受注者の利便性向上



調達関係情報のインターネット公表を進めます。



入札参加資格審査申請の共同一括受付を行います。



電子入札コアシステムによる電子入札を行います。

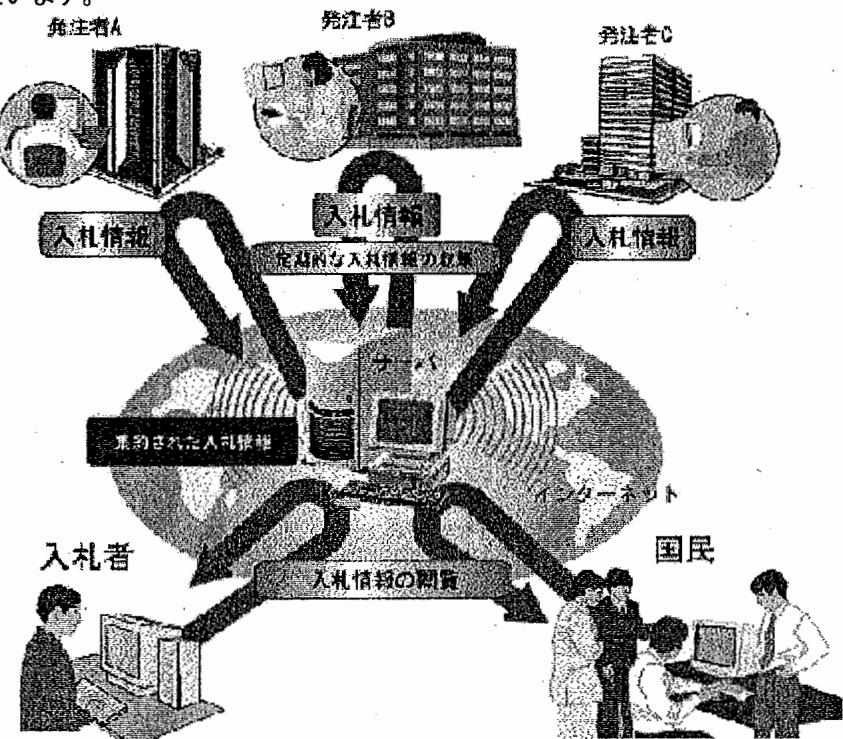
現在、県と市町村が共同で資格申請と電子入札を行うシステムを構築中です。  
平成16年度は11月ころからこのシステムの試行開始する予定です。  
なお、今年度の試行に参加する市町村は9月までに決定します。

周

## 調達関連情報の開示

インターネットによる発注情報の公表を推進しています。

基本的に各発注者毎に取組みを進めていますが、参加希望者を広く募る「公募方式」の発注案件は、発注者を超えた横断的な検索が可能となるよう、システムの構築を進めています。



~~下のボタンをクリックして、さまざまな情報を収集しましょう！~~



8月31  
(システム停止時間)  
3:00～4:00, 12:00～13:00

# 広島県の調達情報のページ(H16.4.1開設)

広島県の調達情報 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 優先(E) 表示(V) お問い合わせ(A) ツール(T) ヘルプ(H) ホーム(H) http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/index.html

## ようこそ 広島県の調達情報のページへ

広島県の調達情報

トップページ

公共事業の情報

- 入札・契約制度
- 入札参加資格申請等
- 入札参加資格者名簿
- 指名除外情報
- 大型工事発注見通し
- 様式集

物品調達の情報

- 入札参加資格申請等
- 指名除外情報
- 定例日競争情報

庁舎管理の情報

- 入札参加資格申請等

調達情報検索

(停止時間: 3:00~4:00  
12:00~13:00)

電子調達  
CALS/EO

広島県HPのトップページへ  
00030257

このページは広島県の調達に関する情報を集約したページです。

新着情報

- 16.7.1 「広島県電子調達CALS/EC」のページを開設しました。  
左フレームのバナーをクリックして下さい。
- 16.6.29 公共事業の入札・契約制度に平成16年度改正内容を反映して  
更新しました。
- 16.6.8 様式集に入札・資格関係を追加しました。

お知らせ

県のすべての調達分野の情報をここに集約していく予定です。  
順次、内容を充実していきますので、よろしくお願ひします。  
なお、発注見通しや入札結果などの情報は「調達情報検索」を押すと検索できます。

このサイトに対するご意見等は土木建築部技術指導室まで  
サイト内の各情報についてはそれぞれの担当部局にお問い合わせください。

各ページが表示されました

インターネット

情報開示サービス -受注者 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 優先(E) 表示(V) お問い合わせ(A) ツール(T) ヘルプ(H) ホーム(H) http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/index.html

## 個別案件の検索

発注見通しの検索 入札情報 入札結果の検索 契約結果の検索

トップページ

### 調達情報検索システム

～広島県の調達関連情報を検索・表示するシステムです。～

現在、土木建築部と農林水産部の所管事業について、検索方式による次の情報の公表を試行しています。  
また、発注見通し(H16年度)については、各部局の情報を検索できます。(ただし、教育委員会・警察本部は個別公表)

H16.6.1 - 農林水産部所管事業の公表を開始しました。(H16以前発注分)  
H16.5.19 - 平成16年度建設工事発注見通しの公表を開始しました。  
H16.4.8 - 「入札情報」に入札公告の掲載の試行を開始しました。  
H16.4.1 - 土木建築部所管事業の公表を開始しました。(H15以降発注分)

対象  
金額等

- 建設工事: 全入札案件及び予定価格が250万円を超える随意契約案件
- 測量・建設コンサルタント等業務: 予定価格が100万円を超える全案件

必要な情報の区分に応じて、このページ上部のタブをクリックして検索を行ってください。

情報区分	内容説明	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務	備考
発注見通し	予定価格250万円を超える建設工事の年間発注見通しです。 公表時点の予定であり、変更又は追加される場合があります。	<input type="radio"/>		H16.5.19時点の情報です。 なお、個別公表分はこちらです。 →広島県教育委員会発注見通し →広島県警察本部発注見通し
入札情報	入札参加(希望)業者の方への提供情報です。 入札公告や事前公表予定価格を収集できます。 (入札公告は「詳細情報」から入手してください。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	公告又は指名通知後に掲載します。 環境生活部と企業局の公告も掲載中です。
入札結果	入札の執行結果(参加業者の応札金額等)の情報です。 対象は入札方式によるものだけです。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	入札終了後に掲載します。
契約結果	契約の内容(相手方、工事・業務概要等)に関する情報です。 公表対象には随意契約を含んでいます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	当初契約締結後に掲載します。

検索終了

\*システムを利用するには、Internet Explorer 5.5SP2以上、Netscape Navigator 7以上をお使いください。

## 検索画面のイメージ

### ①トップページ

広島県と県内市町村等が入札参加者を公募して登録する案件を  
一元集約して検索できるシステムの試行運用を行っています。

ページ上部の「公募方式案件の検索」タブをクリックして条件を指定して検索してください。  
※一般競争入札、公募型(競合公募型、受注希望型等を含む)指名競争入札

現在、試行に参加している市町村等は次のとおりです。

広島市	真市	尾道市	三原市
廿日市市	五日市市	高田市	

次へ

### ②検索条件入力と・検索結果一覧表示

\*は必須項目です

検索条件の指定

年年度 平成16年度

执行区分 工事

入札・契約方法 一般競争入札 公募型指名競争入札

業種種別 内訳業種

公告日 送付から まで

参加希望提出期限 送付から まで

入札予定期 送付から まで

案件名 案件名に かつ

(例に条件を指定しない場合は全項目に該当します。) 一画面に 50 件表示する 検索実行

平成16年度 広島県企業局 広島水道事務所

No.	执行区分	案件名	入札・契約方法	業種種別	内訳業種	予定価格(税抜)	公告日	参加希望提出期限	入札予定期	予定期
29	工事	広島県用木作右事業 施工引渡し九種 公募型指名競争入札	一般競争入札	木造施設工事		234,478,569円	H16-06-16	H16-06-25	H16-07-12	H16-07-13
30	工事	広島県用木作右事業 施工引渡し水場 公募型指名競争入札	PAC(仕事ソート)注入販促入り施工工事	電気工事		154,188,039円	H16-06-08	H16-06-14	H16-07-01	H17-03-16

平成16年度 呉市 建設管理部建設総務課

No.	执行区分	案件名	入札・契約方法	業種種別	内訳業種	予定価格(税抜)	公告日	参加希望提出期限	入札予定期	予定期
31	工事	テスト工事1	一般競争入札	土木・式工事		34,200,000円	H16-06-15	H16-06-25	H16-07-01	H16-07-10

### ③個別案件の詳細表示

平成16年度 呉市 建設管理部建設総務課 入札情報

執行区分 工事

案件名 テスト工事1

路河川山地区名 未選択

入札及び契約の方法 公募型指名競争入札

業種種別 土木・式工事

内訳業種

予定価格(税抜) 34,200,000円

公告日 平成16-06-15

参加希望提出期限 平成16-06-25 12:00 AM

入札予定期 平成16-07-01 12:00 AM

予定期 平成16-07-10~平成17-06-15

箇所名 呉市港町1-1

仕様書閲覧場所 建設部総務課

落札者の決定方法の特例

備考

入札公告URL <http://192.168.89.26/epks/EPPR>

次へ

戻る

詳細情報の URL

各市町村のホームページへ

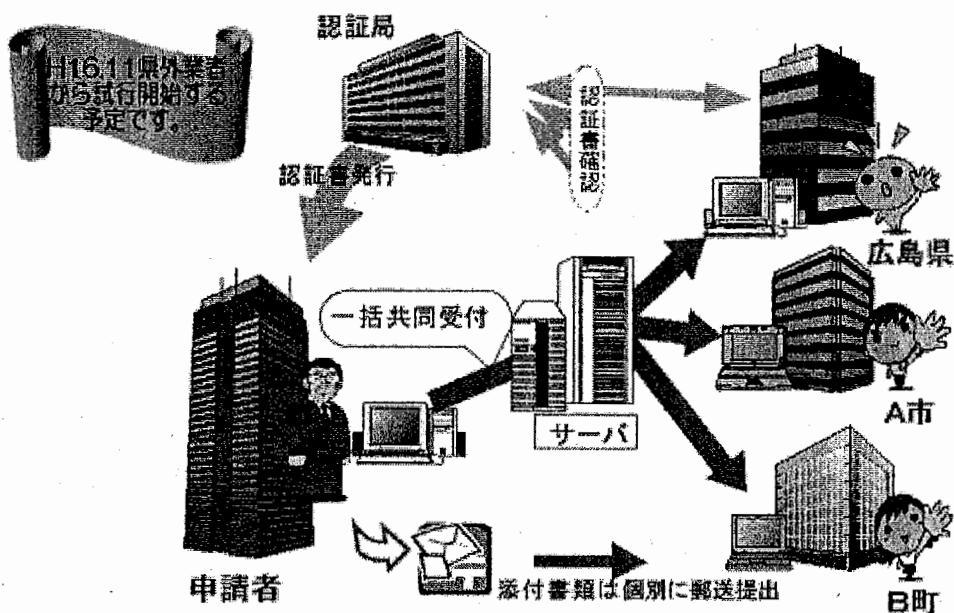
# 県内市町村の調達関係情報のサイト一覧(H16.7.1現在)

**GO!** ボタンをクリックすると該当ページが開きます。  
市町村名をクリックすると、その市町村のトップページが開きます。

	市町村名	公共事業関係	物品ほか		市町村名	公共事業関係	物品ほか
201	広島市	<b>GO!</b>	<b>GO!</b>	202	呉市	<b>GO!</b>	<b>GO!</b>
203	竹原市	<b>GO!</b>		204	三原市	<b>GO!</b>	<b>GO!</b>
205	尾道市	<b>GO!</b>		206	因島市	<b>GO!</b>	
207	福山市	<b>GO!</b>		208	府中市	<b>GO!</b>	
209	三次市			210	庄原市		
211	大竹市	<b>GO!</b>		212	東広島市	<b>GO!</b>	
213	廿日市市			214	安芸高田市	<b>GO!</b>	
302	府中町	<b>GO!</b>		304	海田町	<b>GO!</b>	
307	熊野町	<b>GO!</b>		309	坂町		
310	江田島町	<b>GO!</b>		311	音戸町		
312	倉橋町			314	蒲刈町		
323	大野町			324	湯来町		
327	宮島町			328	能美町		
329	沖美町			330	大柿町		
361	加計町			362	筒賀村		
363	戸河内町			364	芸北町		
365	大朝町			366	千代田町		
367	豊平町			402	黒瀬町		
405	福富町			406	豊栄町		
407	大和町			408	河内町		
421	本郷町			422	安芸津町		
423	安浦町			425	豊浜町		
426	豊町			430	瀬戸田町	<b>GO!</b>	
431	大崎上島町			441	御調町		
442	久井町			444	向島町		
461	甲山町			462	世羅町	<b>GO!</b>	
463	世羅西町			482	沼隈町		
501	神辺町			541	油木町		
542	神石町			543	豊松村		
544	神・三和町			562	総領町		
601	西城町			602	東城町		
603	口和町			604	高野町		
605	比和町						

## 資格申請等の電子受付

入札参加資格審査申請や変更届等をインターネット経由で受け付けるシステムを構築しています。  
共同受付する自治体は、申請項目を統一した上で、1回の入力で希望提出先に一括提出する方法を採用します。  
これにより、受注者が発注者毎に申請を行うための移動や待ち時間などの負担を軽減できます。



資格審査申請受付システムと統合した「電子入札等システム」として構築を進めています。

※具体的な内容や運用方法は現在検討中です。(概略は次のとおりです。)

- このシステムを利用するには電子入札コアシステム用の電子認証を取得する必要があります。
- 平成17・18年度分の資格の当初申請で県外に本店がある公共事業受注者から試行開始します。
- このシステムは受付のためのものであり、資格自体は各自治体が個別に認定し通知します。
- 具体的な画面等は概ね次のようにになる予定です。(建設工事の例)

## 入札参加資格審査申請受付システム画面イメージ(建設工事)

### ①処理業務選択

**広島県**

**資格審査受付システムメニュー(工事)**

<b>一般ユーザ</b> <input type="checkbox"/> 一般登録 <input type="checkbox"/> 一般登録用申込書 <input type="checkbox"/> 申請者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 不要審査用 <input type="checkbox"/> 会員登録用 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書用 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書用	<b>初回ユーザ</b> <input type="checkbox"/> 初回認証用 <input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 初回登録用 <input type="checkbox"/> 初回登録用申込書 <input type="checkbox"/> 初回登録用申込書用	<b>ユーザ分類説明</b> 一般ユーザ: (一) (旧版式) 初回ユーザ: (二) (旧版式)
<input type="checkbox"/> 会員登録 <input type="checkbox"/> 会員登録用申込書 <input type="checkbox"/> 会員登録用申込書用 <input type="checkbox"/> 一般業者登録 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書用 <input type="checkbox"/> 建設業者登録 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書用	<input type="checkbox"/> 不要審査登録 <input type="checkbox"/> 不要審査登録用 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 一般業者登録用申込書用 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書 <input type="checkbox"/> 建設業者登録用申込書用	<b>ボタン説明</b> ボタン説明
<input type="button" value="戻る"/>	<input type="button" value="戻る"/>	<input type="button" value="戻る"/>

### ②企業基本情報入力

**広島県**

**建設工事競争入札参加資格申請書**

申請書情報をSV形式で  
複数件を一括で登録する場合、  
複数件登録用EXCEL形式の申請書情報を入力し、  
それをCSVファイルとして出力することで、複数からなる複数情報を取り込むことが可能です。

<b>① 評議會又は名称等</b> 0.1 法人・個人の区分 0.2 商号又は名稱(フリガナ) 0.3 商号又は名稱(漢字等) 0.4 代表者氏名(漢字等) 0.5 鮎便番号 (主たる営業所の所在地市町村コード) [34 広島県] [34101 広島市中区] [00000] (本店) 0.6 主たる営業所の所在地(漢字等) (市町以降まで) (ビル名など)	<b>② 基本事項</b> 0.8 現在の施工業の許可番号 <大臣・知事コード> [ ] <許可番号> <許可年月日> 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 0.9 0日(運営業)の許可番号 <大臣・知事コード> [ ] <旧許可番号> 1.0 主たる営業所の電話番号	<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="一括登録"/> <input type="button" value="印刷"/> <input <="" td="" type="button" value="算定情報登録用"/>
---	--	--

### ③経審・希望業種情報入力

**広島県**

申請書情報を入力してください。  
指定の様式(Excelファイル)に申請書情報を入力し、  
そこからCSVファイルを出力することで、画面からではなく直接情報を取り込むことが可能です。

**経営事項審査情報**

26 経営事項審査申請登記証の許可番号 <大正・和等コード>

<許可番号>

※経営事項審査申請書に記載の許可番号と現在の許可番号が異なる場合は記入してください。

27 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 平成  年  月  日

28 入札参加資格の審査を希望する業種、及び経営事項の登録技術者情報(半角数字)

業種	業種	希望通り	1回目分	競合件数(F)	1回技術者数	2回技術者数	その他の技術者数	平均技術者数
01 土木工事業	□ □ □	100	点	30	人 50	人 10	人 5,000	千円
02 ブルーステムコンクリート	□ □ □	20	点	10	人 20	人 10	人 200	千円
03 建設工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
04 水工工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
05 工事工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
06 どく・土工工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
07 佐田地理	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
08 石工工事業	□ □ □	200	点	200	人 40	人 40	人 5,000	千円
09 鉄道工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
10 電気工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円
11 石工事業	□ □ □	点	人	人	人	人	人	千円

### ④営業所情報入力

**広島県**

申請書情報を入力してください。  
指定の様式(Excelファイル)に申請書情報を入力し、そこから  
CSVファイルを出力することで、画面からではなく直接情報を取り込むことが可能です。

**営業所登記**

01 営業所番号  001

02 営業所名稱(フリガナ)

03 営業所名稱(漢字等)

04 営業所の責任者の氏名(漢字等)

05 郵便番号

06 営業所の所在地区町村コード 34-広島県  34101-広島市中区   
(大字・町名等まで)

07 営業所の所在地(漢字等)   
(ビル名など)

08 電話番号

09 FAX番号

10 Eメールアドレス

11 Eメールアドレス区分 C 1:法人用 C 2:担当者用

12 営業所の許可を受けている業種 商店の選択肢から  
 建築大工と石工業  家庭電器  はしり機  施設内電線  電線  有機水素  水素

13 ISO9001取得有無 C 1:あり C 2:なし

14 ISO9002取得有無 C 1:あり C 2:なし

## ⑤ファイル添付

広島県

提出する資料はデータを  
して下さい。提出する  
料は提出用紙を用いて  
ます。

[提出用紙](#)

[書類添付](#)

次の資料を様式にしたがって、提出して下さい。訂正申請の場合も再提出してください。  
添付された資料に誤りがある場合、各自添付より訂正依頼があります。

提出先の自治体の追加選択を行った場合は押下してください。  
提出先の場合は各のノックを表示します。

技術顧問名印

証玉印は、様式1の添付が必要です。

大綱印は、様式2の添付が必要です。

[添付資料選択](#)

[地区資料選択](#)

[戻る](#)

[提出内容確認](#)

## ⑥入力内容確認

⑦経審情報チェック

広島県

申請プロセス

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

## 経営事項審査情報確認

申請された情報と該答事項審査情報が同じであるか確認中です。  
しばらくお待ち下さい。  
申請は、受付完了画面が表示されるまで完了していません。

送信完了

⑧送信完了・受付票発行

広島県

申請プロセス

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

## 送信完了 兼 受付票発行

受付番号：○○○○○○○○○○○○

企業ＩＤ：  
商号又は企業名称：  
連絡先電話番号：  
E-MAIL：

経営事項審査情報の入力内容を確認し、申請先自治体に送信が完了しました。  
この画面は、印刷＆コピーして島中請先自治体への郵送資料の表紙にする必要があります。  
受付番号は必ず控えて下さい。受付番号がない場合、印刷不具合などの受付裏の再印刷が出来ません。  
また、以下の市町村については、郵送資料に各自治体独自資料の提出が必要です。

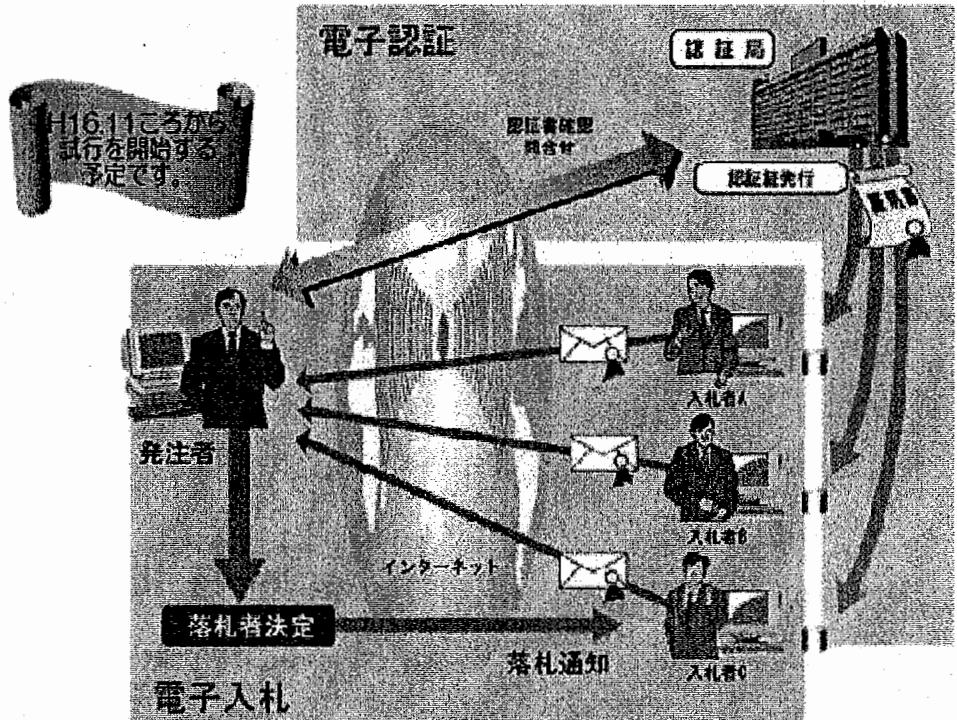
広島県：  
安芸津町：  
大原町：

次へ

## 電子入札の導入

入札参加希望や指名通知から、落札決定までの手続をインターネットで行います。  
受注者は自分の都合に応じて手續でき、地理的・時間的な制約から開放されます。

県と市町村※が同一システムを共同利用するので、操作方法などもまったく同じです。  
また、電子入札コアシステムを採用していますので、国や他県とも画面や認証書などが共通です。



資格審査申請受付システムと統合した「電子入札等システム」として構築を進めています。

※具体的な内容や運用方法は現在検討中です。(概略は次のとおりです。)

- このシステムを利用するには電子入札コアシステム用の電子認証を取得する必要があります。
  - 試行開始当初は件数を限定して実施し、その後受注者の対応状況を踏まえて段階的に対象を拡大していきます。
  - 次の入札・契約方式が使用できます。各発注者は案件の内容に応じて方式を選択します。
    - ・条件付一般競争入札、公募型(受注希望型・簡易公募型を含む)・意向確認型・通常型の指名競争入札
    - ・各種随意契約(公募型プロポーザル方式、指名プロポーザル方式、通常型)
  - 当分の間は、電子入札対象案件であっても、従来の紙による入札も併用します。
  - 具体的な画面等は国土交通省等の電子入札を行っているe-BISCセンターのホームページの体験版で確認できます。
- ※独自に構築中の広島市を除きます。ただし、広島市も電子入札コアシステムを採用するので、電子認証は共用できます。

# 電子納品の進め方について

(広島県土木建築部技術指導室)

## 1 要旨

電子納品の実施には、受発注者双方の習熟が必須であり、その具体化を着実に進めていく必要がある。このため、今年度は平成15年度の事前検討結果を踏まえ、ごく少数の実案件による試行を開始する。また、次年度以降は、段階的に試行の拡大や部分導入を検討する。

## 2 具体的な実施内容

### (1) 平成15年度の検討状況

CALS/EC及び電子納品についての概要理解を図るとともに、段階的導入に向けた検討を進め、広島県電子納品実施要領【工事編】・【業務委託編】(以下、「要領」という。)を策定した。

### (2) 平成16年度の取組内容

今年度は、昨年度の検討の具体化として、次のことを目的に試行を実施する。

また、その円滑かつ確実な執行を行うため、詳細事項について定める。

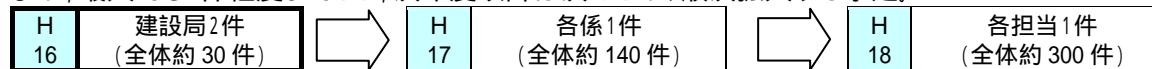
広島県の電子納品への対応の実態把握 実施要領等の検証 次年度以降へのフィードバック

#### ア) 少数限定の試行実施

##### (ア) 試行案件の選定等

- 案件数は、各建設局等で工事・業務委託を各1件以上実施する。

なお、最大でも5件程度までとし、次年度以降は次のとおり順次拡大する予定。



- 案件選定は、各建設局等において、案件の内容・業者の対応力等を勘案して行う。(別紙1)

なお、試行の初年度であり、出来る限り簡易な案件を試行対象とし、次年度へのフィードバックを行う。

- 電子納品可能業者の事前登録の実施(別紙2)

本県実施要領に従った電子納品が可能な業者を、自主申請による事前登録を実施。

申請期間…7月末まで

事前登録により、業者実態把握を行い、試行案件選定及び指名選考の基礎資料とする。

##### (イ) 電子納品の履行の確保及び業者選定について(別紙1)

確実な電子納品の履行及び円滑な試行実施を行うため、次の事項を実施する。

履行の確保 (履行の義務化)	契約書類の1つである特記仕様書へ記載し、契約上の義務とする。 不履行は契約違反となり、指名除外等の必要な措置を講ずることとなる。
業者の選定 (履行の確実性)	入札参加業者を電子納品が可能な業者のみとする。 指名形式…事前登録業者リストから選考する。 公募形式…入札公告へ「電子納品対象案件」である旨を記載し、入札参加者を募る。(事前登録業者リストへの登録の有無は問わない。)

#### イ) 次年度以降へ向けた導入展開検討(受発注者双方へのアンケート実施)(別紙3)

試行の内容・結果及び要領の検証等に、受発注者双方の意見・提案を反映するため、後日、技術指導室がアンケートを実施する。

## 3 電子納品の試行及び事前登録の実施の周知

広島県ホームページ(広島県CALS/ECのページ)へ掲載を行う。(付属資料4-1)

関係業者団体の長へ事前登録の実施を通知するとともに、会員への周知を依頼する。(付属資料4-2)

業界紙へ情報提供を行う。(付属資料4-3)

## 4 平成16年度電子納品試行概略スケジュール

	7	8	9	10-12	1-3	H17.4~
電子納品試行	案件選定			試行開始～順次検査・納品		試行継続
事前登録	受付・登録		リストを地方機関へ配布			H17 受付
アンケート	受注者			電子納品完了分	電子納品完了分	
	発注者	適宜実施	事前協議完了時	電子納品施工中	電子納品完了	
広島県実施要領	H16版公表・運用		受発注者双方の意見等集約・納品結果検討		改訂(案)作成	* 改訂

## 5 電子納品試行展開予定

今年度からの試行開始から、次年度以降は受発注者双方の状況を把握しながら順次拡大等を行う予定。

取組内容	H16	H17	H18	H19	H20以降
業務委託	試行(案件特定)	試行(案件特定)	部分導入(規模に応じ義務化)	順次拡大	
建設工事	【各機関数件】	【数・部門拡大】	試行(内容拡大) 【発注図面電子化等】	部分導入	順次拡大

## 電子納品試行案件選定条件

取組みの初年度であり、今年度は出来る限り簡易な内容の案件を試行対象とする。

	項目	基準	理由
工事 委託 共通	業種	土木のみ	建築・機械設備・暖冷房・衛生設備・電気設備・通信設備は、試行対象外
	工期・ 履行期間	年度内	試行による実施要領等の検証を行い、次年度へフィードバックするため。 (12月までに完了するものが最良)
	工種・業務数	少ない	電子納品するデータについては、工種・業務数への依存が高いため、 試行初年度ということを考慮し、工種などが少なく、成果品の容量が比 較的少ない案件とする。
委託	業務内容	地質調査 除く	平成16年度の実施要領において、地質調査を電子納品対象外とした ため。(他の業務と一括で委託する場合は可)
		規模	業務委託の成果は、次の工程(工事・管理等)へ繋がるものであること から、工事規模が大きくなるものから選定する事が望ましい。

**網掛け部**: 案件選定の必須条件

## 特記仕様書及び公告への記載内容

電子納品対象案件の特記仕様書へ次の内容の記載を行い、契約上の義務とする。

【工事編】

## 第 一 条 電子納品について

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいいう。

ここでいう電子データとは、「広島県電子納品実施要領【工事編】」(以下、「要領」という)に基づいて作成されたものを指す。

## 第 条(工事完成図書の提出)

工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体で2部提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による報告書の提出は監督官と協議の上、決定する。

(業務委託編)

## 第　条 雷子納品について

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいいます。

ここでいう電子データとは、「広島県電子納品実施要領【業務委託編】」(以下、「要領」という)に基づいて作成されたのを指す。

## 第　　条(成果品の提出)

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体で1部提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督官と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による報告書の提出は監督員と協議の上、決定する。

公募方式により発注するものは、公告へ次の内容を記載し、電子納品可能な業者の入札参加を募る。なお、指名方式により発注するものは、事前登録業者リストから指名選考を行う。

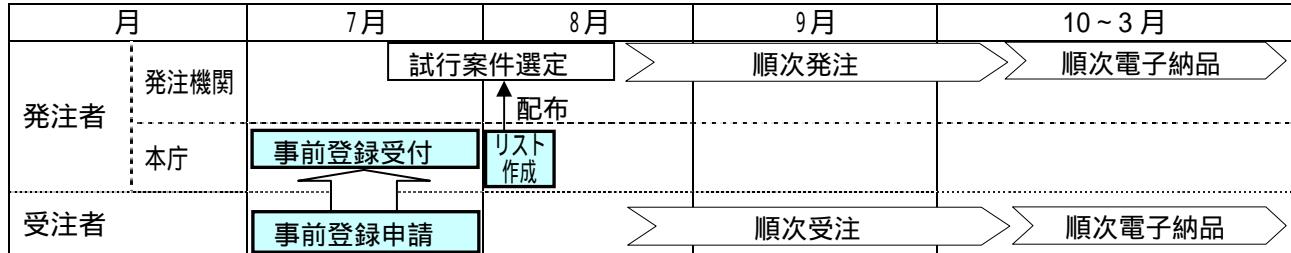
次のとおり……		公 告
平成 年 月 日		広島県 事務所長
1 工事名	工事(電子納品対象案件)	
2 工事場所		
22 その他 (1)……		
(5) 本件の工事請負契約は、電子納品対象案件であり、広島県電子納品実施要領[工事編]に基づき最終成果を電子データにより作成し納品するものである。		

## 電子納品試行に係る事前登録について

試行案件の発注事務の円滑化及び電子納品の確実な履行を図るため、必要な条件等を満たす業者からの申請による事前登録を実施し、そのリストを作成する。

### 1. 電子納品の試行実施の進め方について

試行案件の選定・発注に先立ち、電子納品が可能な業者の**事前登録**を実施し、8月以降に順次試行案件の発注・納品と進める。



### 2. 事前登録について

県の入札参加資格者のうち、広島県電子納品実施要領に従い電子納品が可能な業者を、事前登録方式により把握を行う。

#### (1) 事前登録に必要な条件及び登録単位について

- 必要な条件
  - ・県発注の建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札に参加できる資格を有するもの。
  - ・建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の最終成果物を「広島県電子納品実施要領」に基づき「電子納品」できるもの。
- 登録単位
  - ・工事 …建設業許可番号単位
  - ・業務委託…測量及び建設コンサルタント業者登録番号単位

注: 本店・支店単位や業種・業務単位の登録は行わない。

#### (2) 事前登録の申請等について

項目	内容
申請先(受付窓口)	土木建築部技術管理総室技術指導室 IT 推進グループ
申請様式	広島県 CALS / EC のページからダウンロード 事前登録申請書…様式第1号 } 必要事項を記載・押印し、上記申請先へ提出 事前登録取下げ申請書…様式第2号
申請締切	平成16年7月30日到着分まで (平成16年度受付けは1回のみとし、締切以後の申請は原則無効とします。)
登録の変更	変更は登録の取下げ(削除)のみとします。
登録の有効期間	平成17年3月31日までの期間で、広島県の入札参加資格を有する期間或いは電子納品有資格の登録の取下げを行うまでの期間とする。

注 : この事前登録は、単年度管理とし、次年度以降は新たに登録受付を実施する予定。

注 : 事前登録は、あくまで業者情報として収集するもので、今年度の試行案件の指名等を確約するものではない。

### 3. 事前登録情報の取扱い

事前登録情報は、業者の実態把握を行い、電子納品試行案件の選定及び指名競争入札により発注するものの指名選考基礎情報として取扱うほか、今後の電子納品を展開していく一つの指標として活用する。

( 公募等により発注する案件は、電子納品が条件であることを公告へ記載し、入札参加希望を募る。 )

### 4. 試行案件契約上における留意事項

試行対象案件の受注は、広島県電子納品実施要領に従った電子納品の履行が契約上の義務となる。

電子納品不履行の場合、指名除外等の必要な措置を講ずることとなるので、十分検討のうえ、事前登録及び試行案件の受注を行ってください。

### 5. その他

事前登録の様式及び広島県電子納品実施要領等は、広島県 CALS / EC のページに掲載しています。

( URL: <http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/cals/> )

## アンケート実施内容及び次年度以降への検討項目

試行実施及び結果情報を収集し、次年度以降の円滑な導入展開の検討に反映する。

現在のところ、アンケート内容及び次年度以降への検討事項として、次を予定している。

### アンケート内容

		発注者側	受注者側
アンケート 内容	共通 項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議について</li> <li>・検査前協議について</li> <li>・工事等の施行中における疑義等について</li> <li>・検査手法について</li> <li>・電子納品実施上の問題点について</li> <li>・電子納品実施要領について</li> </ul>	
	別 項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品物の管理について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納品作成上の問題点について</li> <li>・県への要望事項</li> </ul>
	時期	発注、実施、完成(納品)時	納品完了時

### 次年度へ向けた主な検討項現在予定する導入展開について

	項目	具体内容
検討 項目	電子納品実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行結果を踏まえた内容検討</li> <li>・ 業種(土木以外)の展開</li> <li>・ 国の要領改訂内容への準拠</li> </ul>
	導入展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前登録及び試行結果状況の把握</li> <li>・ 試行拡大、部分導入の検討</li> </ul>
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受発注者双方への普及啓発</li> <li>・ 講習会、研修のあり方</li> </ul>

平成16年度の検討内容と進め方

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
情報開示(期)	システム構築・実験	地方機関での入札公告掲載試行			
電子入札(試行)	システム構築・概要把握	実験	電子入札 試行		
電子納品(試行)	事前登録	案件選定 順次 試行案件 発注・納品		次年度へのフィードバック	
<u>連絡協議会</u>	<p>第1回 情報開示…調達のHP紹介・期開発 電子入札…取組状況・試行へ向けて 電子納品…実施要領・試行の進め方</p> <p>H16 電子納品実施要領決定</p> <p>意見反映</p> <p>電子納品試行 案件発注</p>	<p>第2回 情報開示…期開発状況 電子入札…試行の進め方 電子納品…実施状況等</p> <p>意見反映 結果反映</p> <p>電子入札試行</p>	<p>第3回 情報開示…期開発の状況 電子入札…試行結果報告・次年度の方針 電子納品…試行結果反映・次年度の方針</p> <p>H17 電子納品実施要領決定</p>		継続開催
<u>電子納品分科会</u>			<p>試行状況・結果報告 改善検討 建築・営繕の取扱について</p>	<p>第1回 結果反映</p> <p>第2回 次年度の実施方針 要領の詳細項目確認 建築・営繕の取扱について</p>	実施状況 フォロー・他分野の取組
<u>電子納品検討会</u> (県庁内組織)	<p>今年度の計画 実施要領について 試行の進め方 研修の進め方</p>	<p>模擬研修 試行案件の選定</p>	<p>試行状況確認 改善検討</p>	<p>試行状況確認 次年度の方針検討</p>	

# 電子納品試行に係る事前登録について

広島県土木建築部技術指導室

## 第1 概要

広島県では、CALS/ECの主要項目である「電子納品」について、平成16年度から試行を実施する。試行を円滑かつ確実に履行するため、試行案件の発注前に、電子納品が可能な業者からの申請による登録を行う。

## 第2 電子納品

今まで紙により提出してきた調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果(図面、写真、管理資料、計測資料等)を電子データで納品すること。ここでいう電子データとは、「広島県電子納品実施要領」に基いて作成されたものを指す。

## 第3 事前登録申請書の提出先及び申請(受付)期間

提出先	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室IT推進グループ
申請(受付)期間	平成16年7月12日(月)～平成16年7月30日(金)到着分

## 第4 申請書類

次の様式へ必要事項を記載し、代表者印を押印したものを期日までに提出する。  
 様式第1号 電子納品に係る事前登録申請書  
 様式第2号 電子納品に係る事前登録取下げ申請書

## 第5 申請資格

次の各号に該当しなければ、事前登録の申請はできません。

1. 県が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札に参加できる資格を有するもの。
2. 建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の最終成果物を「広島県電子納品実施要領」に基づき電子データで作成・納品できるもの。

## 第6 登録単位

建設工事に関する登録は広島県の「平成15・16年度 県建設工事入札参加資格者名簿」に記載する建設業許可番号単位、業務委託等に関する登録は広島県の「平成15・16年度 測量及び建設コンサルタント業者名簿」に記載する登録番号単位とする。

(建設工事及び業務委託とも本店・支店単位や業種・業務単位の登録は行わない。)

## 第7 登録の取扱い

次の各号に該当しなければ、事前登録の申請はできません。

1. 受付回数  
平成16年度は1回のみとする。
2. 登録取下げ及びその受付  
変更は登録の取下げのみとし、登録受付終了後から隨時受付ける。
3. 登録の有効期間  
平成17年3月31日までの期間で、広島県の入札参加資格を有する期間或いは登録の取下げを行うまでの期間とする。(年度毎の管理とする。)
4. 情報利用目的  
事前登録情報は、平成16年度の電子納品試行案件のうち、指名競争入札に係るもののみの指名選考基礎情報として取扱うほか、今後の電子納品を展開していく一つの指標として活用していきます。  
(※公募方式により入札を行う案件は、公告へ電子納品対象である旨を記載し、条件化して入札参加希望を募ることとする。)

## 第8 登録通知

登録の通知は行わない。

## 第9 留意事項

1. 事前登録は、あくまで業者情報として収集させていただくもので、今年度の試行案件の指名等を確約するものではありません。
2. 試行対象案件を受注した場合、実施要領に従った電子納品の履行が契約上の義務となります。電子納品不履行の場合、指名除外等の必要な措置を講ずることとなりますので、十分検討のうえ、事前登録及び試行案件の受注を行ってください。
3. 事前登録の様式及び広島県電子納品実施要領等は、このページに掲載していますので、ご利用ください。

## ④ 申請様式

Word	電子納品に係る事前登録申請書. doc [〇〇kb] 電子納品に係る事前登録取下げ申請書. doc [〇〇kb]
PDF	電子納品に係る事前登録申請書. pdf [〇〇kb] 電子納品に係る事前登録取下げ申請書. pdf [〇〇kb]

### 【問い合わせ・提出先】

広島県庁土木建築部技術管理総室技術指導室IT推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

Tel 082-513-3861(ダイヤルイン)

Fax 082-223-3593

E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

 [このページのトップに戻る](#)

 [前のページに戻る](#)

平成16年7月 日

関係団体の長 様

広島県土木建築部長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
技術指導室

電子納品の試行実施について（通知）

土木建築行政の推進については、日頃からご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では CALS/EC の主要項目である「電子納品」について、昨年度から具備検討を進めてきましたが、このほど広島県電子納品実施要領としてまとめ、今年度からこれに基づき、実案件による試行を開始します。

その試行対象案件の発注に先立ち、円滑な発注と確実な履行を図るため、県の入札参加資格者のうち、広島県電子納品実施要領に従う電子納品が可能な業者について、申請による事前登録を行うこととした。

については、電子納品及び事前登録の内容・趣旨を十分にご理解いただき、貴団体会員への周知等にご配慮いただきますようお願いします。

なお、今年度の試行は各発注機関において、ごく少数の案件で実施しますが、対象案件を受注した場合、広島県電子納品実施要領に従った電子納品の履行が契約上の義務となります。

貴会員への周知にあたり、この点にご配慮いただき、十分な検討を行った上で事前登録をしていただく必要がある旨を徹底していただきますようお願いします。

添付資料 資料 1 電子納品の概要及び導入展開について  
資料 2 電子納品の試行について

連絡先 技術指導室 IT 推進グループ 為重  
電 話 082-513-3861 FAX 082-223-3593  
E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

## 電子納品の概要及び導入展開について

### 1. 電子納品について

C A L S / E C ( キャルス / イーシー ) という公共部門の I T 化の推進は、業務の効率化・透明性及び情報提供サービスの向上を目的に、全国的に積極的な取組が始まっています。広島県としては、これらの推進にあたり、**広島県 C A L S / E C 連絡協議会**を設置し、県・市町村・関係業者団体の意見交換・調整及び普及促進を平成 15 年度から行っております。

今年度はその主要項目である「電子納品」の試行を行うこととしており、その概要是次のとおりです。

#### 電子納品とは

今まで紙により提出してきた調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果(図面、写真、管理資料、計測資料等)を電子データで納品することです。

ここでいう電子データとは、「**広島県電子納品実施要領**」に基いて作成されたものを指します。

#### メリットは

ペーパーレス・省スペース化を図ることができます。

追記・修正や他の書類への転載が容易となり、次のプロセスへの利用が円滑にできるほか、受発注者間の打ち合わせなどにおいて情報伝達のミスを減らし品質向上を行うことができます。

データベース構築による施設の最適な維持管理が可能となり、業務の効率化・適切な運用管理を行うことができます。

### 2. 電子納品の導入について

「電子納品」の実施には、受発注者双方が関連する基準・要領及びツールの習熟が必要となり、それらは時間を要することから、段階的な導入を計画しています。今年度は取組みの初年度であることから、各発注機関において工事 1 件・業務委託 1 件の最低 2 件、最大で 5 件程度の試行を実施する予定です。

円滑な導入を図るため、国土交通省が策定した要領・基準類への準拠を基本とし、段階的な導入方針を織込んだ「**広島県電子納品実施要領(工事編・業務委託編)**」を運用していくこととしています。

#### ( 1 ) 広島県電子納品実施要領の基本的な構成について

広島県電子納品実施要領は、国土交通省の基準・要領類のうち個別分野に関するものをベースとし、電子納品全般の基本事項について明記しています。

なお、この要領は年度版として運用を行い、試行結果等を反映し年度毎に適宜改訂します。

<b>広島県電子納品実施要領(業務委託編)</b>		<b>(個別の国基準・要領～準拠)</b>	
・電子納品の定義等・電子納品実施項目	・フォルダ構成	C A D 製図基準(案)	H15.7
・電子媒体	・ファイル形式,命名	デジタル写真管理情報基準(案)	
・参考:フロー,チェックリスト	・検査実施	測量成果電子納品要領(案)	
<b>広島県電子納品実施要領(工事編)</b>		地質調査資料整理要領(案)	
・電子納品の定義等・電子納品実施項目	・フォルダ構成	C A D 図面作成要領(案)	
・電子媒体	・ファイル形式,命名	H15.3	
・参考:フロー,チェックリスト	・検査実施	H15.7	

#### ( 2 ) H 1 6 試行の電子納品対象について

取組の初年度であることから、円滑なスタートを目的として、当面電子化対象とする範囲(部門、ファイル)を限定します。翌年度以降、順次可能な範囲で電子化対象を段階的に拡大することとし、対象外とする項目においても、積極的な電子化に努めることとしています。

考え方	区分	項目	H 16
受注者負担軽減 現時点で紙での取扱が主流の書類一式は紙納品で対応。(押印,かねぎ,特殊データ) スキャナは利用しない。	段階的拡大 新規データは出来るだけ県標準ファイル形式で作成しオリジナルファイルを電子納品。	部門 共通 業務委託 工事	土木・建築・農林・電気設備 押印の必要な書類一式、スキャナが必要な書類 報告書、図面、測量成果(C A D等) 地質調査成果 発注図面、材料関係(かねぎ等) 出来形管理資料、新規作成図面*注デジタル写真
			土木中心 対象外 対象外 対象外

\* 比較的簡易に作成可能なものを当面対象(受発注者共)

#### ( 3 ) 導入展開について

現在は次のとおり計画していますが、試行の実施状況・結果を反映し導入を進めます。

取組内容	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20 以降
業務委託	試行(案件特定)	試行(案件特定)	部分導入(規模に応じ義務化)	順次拡大	
建設工事	【各機関数件】	【数・部門拡大】	試行(内容拡大) 【発注図面電子化等】	部分導入	順次拡大

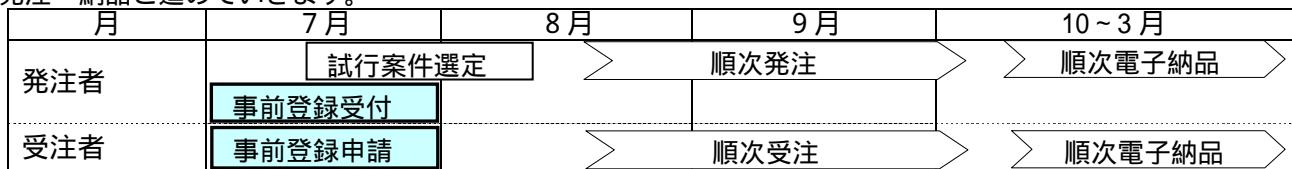
## 電子納品試行に係る事前登録について

広島県では、CALS/EC の主要項目である「電子納品」について、平成 16 年度から試行を実施します。「電子納品」は、新たな取組みであり、環境整備や関連する基準・要領やツールの習熟に時間を要することから、試行案件の円滑な発注及び確実な履行を行うための具体的な取扱いを次のとおり定めました。

については、内容を十分ご理解いただき、取組状況等を十分検討したうえで、必要な事務処理を行っていただきますようお願いします。

### 1. 電子納品の試行実施の進め方について

試行案件の選定・発注に先立ち、**電子納品が可能な業者の事前登録**を実施し、8月以降に順次試行案件の発注・納品と進めていきます。



### 2. 事前登録について

県の入札参加資格者のうち、広島県電子納品実施要領に従い電子納品が可能な業者を、事前登録方式により把握を行います。

#### (1) 事前登録に必要な条件及び登録単位について

**必要な条件** ・県が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札に参加できる資格を有するもの。  
・建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の最終成果物を「広島県電子納品実施要領」に基づき電子データで作成・納品できるもの。

**登録単位** ・工事 … 建設業許可番号単位  
・業務委託…測量及び建設コンサルタント業者登録番号単位  
注：本店・支店単位や業種・業務単位の登録は行いません。

#### (2) 事前登録の申請等について

項目	内容
申請先(受付窓口)	土木建築部技術管理総室技術指導室 IT 推進グループ
申請様式	広島県 CALS / EC のページからダウンロード(代表者印を押印したものを申請) 事前登録申請書…様式第 1 号 事前登録取下げ申請書…様式第 2 号 } 必要事項を記載し、上記申請先へ提出
申請締切	平成 16 年 7 月 30 日到着分まで (平成 16 年度受付けは 1 回のみとし、締切以降の申請は原則無効とします。)
登録の変更	変更は登録の取下げ(削除)のみとします。
登録の有効期間	平成 17 年 3 月 31 日までの期間で、広島県の入札参加資格を有する期間或いは電子納品有資格の登録の取下げを行うまでの期間とする。

注：この事前登録は、单年度管理とし、次年度以降は新たに登録受付を実施する予定です。

注：事前登録は、あくまで業者情報として収集させていただくもので、今年度の試行案件の指名等を確約するものではありません。

### 3. 事前登録情報の取扱い

事前登録情報は、平成 16 年度の電子納品試行案件のうち、指名競争入札に係るもの指名選考基礎情報として取扱うほか、今後の電子納品を展開していく一つの指標として活用していきます。

( 公募等により入札を行う案件は、公告へ記載することにより電子納品を条件化して入札参加希望を募ります。 )

### 4. 試行案件契約上における留意事項

試行対象案件を受注した場合、広島県電子納品実施要領に従った電子納品の履行が契約上の義務となります。電子納品不履行の場合、指名除外等の必要な措置を講ずることとなりますので、十分検討のうえ、事前登録及び試行案件の受注をお願いします。

### 5. その他

事前登録の様式及び広島県電子納品実施要領等は、広島県 CALS / EC のページに掲載しています。URL は次のとおりです。

URL : <http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/cals/>

#### 【問い合わせ先】

広島県土木建築部技術管理総室

技術指導室 IT 推進グループ

Tel 082-513-3861 (ダイヤルイン)

E-mail dogishidou@pref.hiroshima.jp

(様式第1号)

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 電子納品に係る事前登録申請書

広島県が発注する電子納品試行対象工事（業務委託）において、広島県電子納品実施要領に基づいた電子納品が実施可能であり、事前登録を申請します。

また、電子納品試行対象工事（業務委託）を受注した場合、広島県電子納品実施要領に基づいた電子納品を確実に履行することを誓約します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

建設業の許可番号 : \_\_\_\_\_  
(測量及び建設コンサルタント業者の登録番号)

これまでに国土交通省及び他の官公庁において受注した電子納品対象案件数

年度	国土交通省	他の官公庁
平成13年度	件	件
平成14年度	件	件
平成15年度	件	件

連絡先

住 所 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

- 注 1 試行対象案件を受注した場合、電子納品の履行が契約上の義務となります。電子納品不履行の場合、指名除外等の必要な措置を講ずることとなりますので、十分検討のうえ、事前登録申請を行ってください。
- 2 この事前登録は、あくまで業者情報として収集させていただくもので、今年度の試行案件の指名等を確約するものではありません。
- 3 これまでに受注した電子納品対象案件数は、実績を参考に伺うものであり、0件でも事前登録に影響するものではありません。

( 様式第 2 号 )

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

## 電子納品に係る事前登録取下げ申請書

広島県が発注する電子納品試行対象工事（業務委託）実施に係る事前登録の取下げを申請します。

建設業の許可番号 : \_\_\_\_\_  
( 測量及び建設コンサルタント業者の登録番号 )

事前登録を取下げる理由

連絡先

住 所 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

- 注 1 平成 16 年度は、一度取下げ申請を行うと、再登録は出来ません。  
2 事前登録を取下げる理由については、参考までに伺うものであり、次年度以降の電子納品に関する事項に影響を与えるものではありません。

## 電子納品の試行実施について

(広島県土木建築部技術指導室)

### 1. 要旨

業務の効率化・透明性の向上等を目的に、公共事業へのIT化を図るCALS/ECは、全国で積極的に取組まれ、広島県においても、平成15年度に広島県CALS/EC連絡協議会等を設置し、具体な準備を進めてきた。

今年度、その主要項目である「電子納品」について、段階的な導入として少数の実案件による試行を開始する。

### 2. 試行実施の進め方・規模について

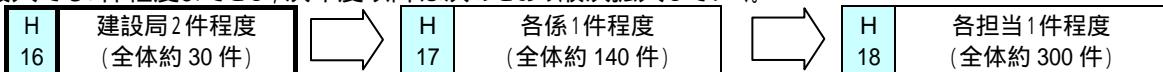
試行案件の選定・発注に先立ち、**電子納品が可能な業者の事前登録**を実施し、8月以降に順次試行案件の発注・納品と進めていく。

月	7月	8月	9月	10~3月
発注者	試行案件選定		順次発注	順次電子納品
受注者	事前登録受付			
受注者	事前登録申請		順次受注	順次電子納品

#### 試行案件数

各建設局等で工事・業務委託を各1件以上実施する。

なお、最大でも5件程度までとし、次年度以降は次のとおり順次拡大していく。



#### 試行案件選定

各建設局等において、業者の対応力・案件の内容等を勘案して選定する。

なお、試行の初年度であり、出来る限り簡易な内容の案件を試行対象とし、次年度へのフィードバックを行う。

### 3. 事前登録について

発注の円滑化及び確実な履行のため、必要な条件を満たす業者からの申請による事前登録を行う。

#### (1) 登録情報の取扱い

今回の登録情報は、今年度の試行案件を**指名競争入札により発注**する場合の指名選考基礎情報として取扱う。また、今後の電子納品を展開していく一つの指標として活用する。

なお、この登録情報は単年度管理とし、次年度以降は年度毎に新たに登録を実施する。

( 公募方式により入札を行う案件は、公告へ記載することにより電子納品を条件化して入札参加希望を募ることとする。 )

#### (2) 事前登録に必要な条件及び登録単位について

必要な条件 ・県が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の競争入札に参加できる資格を有するもの。  
・建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務の最終成果物を「広島県電子納品実施要領」に基づき電子データで作成・納品できるもの。

登録単位 ・工事 …建設業許可番号単位  
・業務委託…測量及び建設コンサルタント業者登録番号単位

#### (3) 事前登録の申請等について

項目	内容
申請先(受付窓口)	土木建築部技術管理総室技術指導室 IT 推進グループ
申請様式	広島県CALS/ECのページからダウンロード 事前登録申請…様式第1号 事前登録取下げ申請…様式第2号 } 必要事項を記載・押印の上、申請先へ提出
申請締切	平成16年7月30日到着分まで (平成16年度受付けは1回のみとし、締切以降の申請は原則無効とする。)
登録の変更	変更は登録の取下げ(削除)のみとします。
登録の有効期間	平成17年3月31日までの期間で、広島県の入札参加資格を有する期間或いは電子納品有資格の登録の取下げを行うまでの期間とする。

### 4. その他

事前登録の様式及び広島県電子納品実施要領等は、広島県CALS/ECのページに掲載している。

( URL: <http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/cals/> )

### 5. 導入展開について

現在は次のとおり計画しているが、試行の実施状況・結果や業者の対応状況を把握しながら導入を進める予定。

取組内容	H16	H17	H18	H19	H20以降
業務委託	試行(案件特定) 【各機関数件】	試行(案件特定) 【数・部門拡大】	部分導入(規模に応じ義務化) 順次拡大		
建設工事			試行(内容拡大) 【発注画面電子化等】	部分導入	順次拡大

電子納品…今まで紙により提出してきた調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果(図面、写真、管理資料、計測資料等)を電子データで納品することです。ここでいう電子データとは、「広島県電子納品実施要領」に基いて作成されたものを指します。

## 広島県CALS/ECC連絡協議会 会員名簿

(敬称略)

	所 属・役 職	氏 名	備 考
会 員 ( 県 )	広島県土木建築部技術管理総室長	高野 匠裕	
	広島県農林水産部農村整備総室技術管理室長	大伴 正行	
	広島県土木建築部管理総室建設産業室長	岡崎 俊	
	広島県土木建築部都市局建築総室営繕室長	吉川 澄生	
会 員 ( 市 町 )	広島市都市計画局指導部技術管理課長	大上 幸治	代理出席 三好 史久
	呉市土木建設部土木課長	神垣 泰治	代理出席 田中 雅信
	福山市建設部技術検査課長	岡田 貞範	
	坂町産業建設課長	三登 英生	
	豊平町建設課長	道川 徳男	
会 員 ( 外 部 )	財団法人広島県建設技術センター理事長	縫部 勝彌	
	広島県道路公社建設課長	松場 寛	
	広島高速道路公社企画調査部技術管理課長	甲斐 雅和	
会 員 (受注者)	社団法人広島県建設工業協会 理事	柴田 修三	
	広島県建設業協会連合会	田村 安孝	
	社団法人広島県管工事業協会 専務理事	斎藤 全	
	社団法人広島県造園建設業協会 技術委員	片桐 敬	
	社団法人広島県法面協会 技術委員長	加藤 辰夫	
	社団法人広島県リフォーム建設協会 理事	渡辺 黙市	
	社団法人広島県浄化槽協会 理事長	児玉 義昭	
	社団法人広島電業協会 理事・政策委員長	貫名 賢	
	広島県土地改良事業団体連合会 事業部長	滝鍵 和弘	
	社団法人建設コンサルタント協会中国支部 技術委員	大田 一夫	
	社団法人広島県測量設計業協会 理事	池田 和徳	
	社団法人中国地質調査業協会広島県支部 情報化委員会委員長	福田 直三	
	社団法人広島県建築士事務所協会	向井 勉	
会 員 (アドバイザー)	国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課建設専門官	嶋谷 昌次	
	財団法人日本建設情報総合センター中国地方センター長	大久保 尊善	代理出席 平田 黙
事 務 局	広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長	狭戸尾 浩	